

**商工中金を貸付窓口としているご契約者様が
郵送にて「災害時貸付け」のお申込みする場合の流れ**

ご契約者様

郵送によるお申込みを希望されるご契約者様は、弊機構の小規模共済融資課の以下の連絡先にご連絡をお願いします。

(連絡先)

中小企業基盤整備機構 小規模共済融資課

TEL：03-3433-8811 (代表)

尚、来店でのお手続きをご希望される場合におきましては、以下の流れによらずに、罹災証明書または被災証明願をご登録の商工中金の本・支店窓口にご持参いただければお手続きが可能です。

(罹災証明書等のほか、小規模企業共済の契約者であることがわかる書類(共済手帳等)、本人確認書類、収入印紙、印鑑登録証明書、実印が必要です。)



中小機構

ご相談内容を確認し、貸入手続きに必要な以下の書類をご契約者様宛にご郵送します。

(送付書類)

- ① 災害時貸付金借入申込書 (兼金銭消費貸借契約証書)
- ② 被災証明願 (様式小840)
- ③ 振込依頼書
- ④ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い



ご契約者様

弊機構より送付しました貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、被災状況を証明する書類 (罹災証明書または被災証明願) をご準備いただき、下記の必要書類を添付してご登録の商工中金の本・支店へのご郵送をお願いします。

(ご契約手続きに必要な書類)

- ① 災害時貸付金借入申込書 (兼金銭消費貸借契約証書)
- ② 借入金額に応じた収入印紙
- ③ 罹災証明書または被災証明願 (証明を受けたもの)
- ④ 振込依頼書
- ⑤ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑥ 印鑑証明書 (3ヶ月以内発行のもの)
- ⑦ 本人確認書類 (運転免許証・保険証・マイナンバーカード等の写し)



**商工中金
本・支店**

ご提出いただいた必要書類一式について商工中金にて確認してお貸付手続き行い、お貸付金をご契約者様ご指定の銀行口座へお振込みいたします。

※減額借換を行う場合には郵送でのお手続きが出来ないケースもございます。
事前に商工中金の各支店にご相談ください。

**商工中金以外の金融機関を貸付窓口としているご契約者様が
郵送にて「災害時貸付け」のお申込みする場合の流れ**

ご契約者様

ご利用を希望されるご契約者様は、弊機構の小規模共済融資課に「取引支店変更申出書」(様式はHPに掲載)を郵送にてご提出ください。



中小機構

取引支店変更のお手続きが完了いたしましたら、貸付手続きに必要な以下の書類をご契約者様宛にご郵送します。

(送付書類)

- ① 災害時貸付金借入申込書 (兼金銭消費貸借契約証書)
- ② 被災証明願 (様式小840)
- ③ 振込依頼書
- ④ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い

尚、来店でのお手続きをご希望される場合におきましては、取引支店変更のお手続きが完了いたしましたら、以下の流れによらずに、罹災証明書または被災証明願をご指定の商工中金の本・支店窓口にご持参いただければ貸付を受けることが可能です。(罹災証明書等のほか、小規模企業共済の契約者であることがわかる書類(共済手帳等)、本人確認書類、収入印紙、印鑑登録証明書、実印が必要です。)



ご契約者様

弊機構より送付しました貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、被災状況を証明する書類(罹災証明書または被災証明願)をご準備いただき、以下の必要書類を添付しご指定の商工中金の本・支店へのご郵送をお願いします。

(ご契約手続きに必要な書類)

- ① 災害時貸付金借入申込書 (兼金銭消費貸借契約証書)
- ② 借入金額に応じた収入印紙
- ③ 罹災証明書または被災証明願 (証明を受けたもの)
- ④ 振込依頼書
- ⑤ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑥ 印鑑証明書 (3ヶ月以内発行のもの)
- ⑦ 本人確認書類 (運転免許証・保険証・マイナンバーカード等の写し)



**商工中金
本・支店**

ご提出いただいた必要書類一式について商工中金にて確認してお貸付手続き行い、お貸付金をご契約者様ご指定の銀行口座へお振込み致します。

※減額借換を行う場合には郵送でのお手続きが出来ないケースもございます。
事前に商工中金の各支店にご相談ください。